

平成 30 年 4 月 16 日

日本関税協会長崎支部長 殿

長 崎 税 関 長
福 田 浩 昌

「取締強化期間」への協力依頼について

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

税関におきましては、不正薬物に対する水際取締りや不正利得を得ようとする金地金密輸入への対応、更にはテロ行為に関する不審物の発見等について関係取締機関と連携のうえ、厳格な水際取締りを実施しているところであります。

平成 29 年における覚醒剤の摘発件数は 151 件（前年比 45%増）と大幅に増加し、押収量は 2 年連続で 1 トンを超えるなど、依然として深刻な状況が続いています。

金地金の密輸については、空港旅客からの摘発に加え、航空機からの摘発、洋上での積み替えなど社会的にも大きな問題となっています。

また、現下のテロ情勢においては、依然としてテロ事件が世界各国で発生しており、東京オリンピック・パラリンピック等を控える我が国にとっても、その脅威は高まりを見せています。

このような状況を踏まえ、本年 4 月 23 日（月）から 5 月 10 日（木）までの間を「取締強化期間」として、不正薬物、金地金及びテロ関連物資の密輸に対する水際取締りを強化することとしておりますので、皆様におかれましては、この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

また、不審な貨物や不審な行動をする人物等の情報を入手した場合は、速やかに最寄りの税関にご連絡頂きますよう、重ねてご協力方お願いいたします。

【連絡先】

最寄りの税関 もしくは 密輸ダイヤル^{フリーダイヤル} 0120-461-961^{しろい くろい}



長崎税関